

東高総調第 89 号
東高建管第 34 号
令和元年 6 月 24 日

(最終改正：令和 6 年 6 月 24 日東高総調第 31 号、東高技管第 16 号の 1)

各室・本部の長 殿
支社長 殿

総務・経理本部長
技術本部長

工事における低入札価格調査について（要領）

東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が発注する工事に関し、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年細則第 16 号。以下「細則」という。）第 26 条第 3 項に規定する、「落札予定者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるって著しく不適当であると認められるとき」の基準及びこの場合の調査内容、調査方法等の手続きを定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

記

第 1 基本事項

1-1 目的

いわゆるダンピング受注は、「工事の手抜き」・「下請へのしわ寄せ」・「労働環境の悪化」・「安全対策の不徹底」など、工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、「監督検査の強化」・「施工体制の点検強化」・「粗雑工事の発生対応」・「ライフサイクルコストの増大」など、発注する当社としてのコストの増大・事業遅延等を招くおそれがあることから、ダンピング受注の排除を徹底するため低入札価格調査を適切かつ厳格に実施することを目的とする。

1-2 適用対象工事

本手続きの対象は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 2 条に規定する「工事」のうち、契約制限価格（税込）が 250 万円以上の工事とする。

1-3 調査基準価格

細則第 26 条第 3 項に規定する、「落札予定者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるって著しく不適当であると認められるとき」とは、落札予定者の入札価格が次に示す額（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合とする。

なお、契約責任者は、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、落札の決定を保留したうえ、低入札価格調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

(1) 調査基準価格の算出方法

調査基準価格の算出は、次の①から④に示す額の合計額とする。

ただし、その合計額が、工事価格対象額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格対象額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に 10分の9.7 を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に 10分の6.8 を乗じて得た額

なお、当該工事に事務処理要領第2条に規定する「調査等」が含まれている場合は、その費用全てを「①直接工事費の額」に加えて、調査基準価格を算出するものとする。

また、総合評価落札方式（高度技術提案型）を採用する工事においては、入札者ごとの技術提案に基づく工事価格を基に、「調査基準価格」及び2-3-1.(1).1に示す「数値的判断基準（失格基準）」の算定を行い、その価格を基に低入札価格調査を行うものとする。

(2) 特別な場合

工事価格を構成する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各経費費目により計上することが困難であると認められる特別な工事の場合は、契約ごとに工事価格対象額に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額の範囲内で契約責任者が定める割合を工事対象額に乗じて得た額とするものとする。

1-4 調査基準価格等の設定

契約責任者は、対象工事を入札に付そうとするとき、第1(1-3(調査基準価格)細則第26条第3項の基準)に基づき、契約制限価格を決定した場合は、次に掲げる価格を算出し決定した上、契約制限価格書にその価格を記載するものとする。

(1) 記1-3(調査基準価格)に示す調査基準価格

(2) 記2-3-1(数値的判断基準に基づく調査)に示す低入札価格調査の数値的判断基準価格（失格基準）

なお、低入札価格調査の数値的判断基準価格（失格基準）については、次に該当する工事を除く。

- ①政府調達協定対象(WTO対象工事)
- ②WTO対象工事以外の工事で別に定める「工事に係る入札契約方式の運用に関する要領4.3.2.総合評価落札方式」に基づく技術提案評価型及び高度技術提案型であって契約責任者が数値的判断基準価格（失格基準）の対象外と認めた工事
(以下、①及び②を「WTO対象工事等」という。)

第2 入札手続（入札公告等から落札者決定までの手續）

2-1 競争参加者への周知

契約責任者は、入札（見積）者に対する指示書に次に掲げる事項を、競争参加者に対して周知を図ることとする。

(1) 低入札価格調査基準があること。

(2) 落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留するとともに、調査を実施すること。

(3) 落札予定者は、当社が実施する調査に協力すること。

なお、調査に協力をしない者は、失格とし落札予定者の入札を無効とすること。

(4) 落札予定者は、当社が求める調査資料の提出に応じること。

(5) 調査において、提出期限までに資料の提出がされない場合や提出された資料が当社の指示した内容の記載漏れや添付漏れが著しい等の場合は、失格とし落札予定者の入札を無効とすること。

なお、提出期限後の差替え又は再提出は認めないこと。

- (6) 落札予定者は、契約を適切に履行することを約束する誓約書を代表取締役名で提出すること。

なお、誓約書が代表取締役名でない場合は、失格とし落札予定者の入札を無効とすること。

- (7) **【総価単価契約の場合】**

調査の結果、適正な履行がなされると判断された者は、当社との単価協議に協力すること。

なお、協議に協力しない場合、当該落札予定者の入札を無効とすること。

- (8) **【総価単価契約の場合】**

単価協議の結果を反映した、単価協議後の単価表を提出すること。また、単価協議後の単価表を反映した単価協議後の低入札価格調査資料を提出すること。

- (9) 調査を実施した場合の落札者の決定方法及び結果の通知方法。

- (10) 専任の監理技術者の配置が必要な工事において、調査基準価格を下回る入札を行った落札予定者が調査の結果落札者となり、その者が入札日を基準日として過去2年間で当社において工事種別に係わらず、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人及び監理技術者とは別に、監理技術者相当の資格を有する技術者を工事期間中に専任で配置しなければならないこと。

- ① 工事成績評定が65点未満の評価を受けた者
- ② 粗雑工事・契約違反・公衆損害事故・工事関係者事故により1ヶ月以上の競争参加資格停止を受けた者
- ③ 施工中又は施工後に工事請負契約書に基づく修補又は損害賠償の請求を受けた者
- ④ 遅延損害請求を受けた者

2-2 入札の執行

入札執行者は、入札の結果、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、入札参加者に対して「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

2-3 調査の実施

契約責任者は、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回っており、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否かについて、調査を行うものとする。

また、調査は、次の手順により行うものとする。

- (1) 数値的判断基準に基づく調査

ただし、WTO 対象工事等である場合は適用しないものとする。

- (2) 数値的判断基準以外の基準に基づく調査

2-3-1 数値的判断基準に基づく調査

WTO 対象工事等に該当しない工事である場合における数値的判断基準に基づく調査を次とおり行うものとする。

- (1) **調査の方法**

契約責任者は、記 2-2（入札の執行）において、入札参加者に対して保留を宣言した場合は、速やかに落札予定者の入札書に記載された価格に基づき、次に示す数値的判断基準（失格基準）の価格を下回る入札であるかどうかの調査を行い、調査結果に基づき次の手続を進めるものとする。

1) 数値的判断基準（失格基準）

当社が定めた工事価格対象額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額を数値的判断基準（失格基準）とする。

① 数値的判断基準に適合しない場合

数値的判断基準（失格基準）に適合しない場合とは、落札予定者の入札書に記載された価格が数値的判断基準（失格基準）以上である場合を指し、記 2-3-2（数値的判断基準以外の基準に基づく調査）の手続に移行するものとする。

② 数値的判断基準に適合した場合

数値的判断基準（失格基準）に適合する場合とは、落札予定者の入札書に記載された価格が数値的判断基準（失格基準）未満である場合を指し、記 2-4（調査の結果）(3)の手続に移行する。

2-3-2 数値的判断基準以外の基準に基づく調査

数値的判断基準以外の基準に基づく調査を次のとおり行うものとする。

(1) 調査の方法

1) 調査資料の提出要請判断

契約責任者は、総合評価落札方式（高度技術提案型）を適用した工事である場合は、当該方式が工事目的物などについて、入札参加者の技術提案に基づく技術を採用するなど同一条件下での競争の性質ではないことを踏まえ、記 2-2（入札の執行）において、入札参加者に対して保留を宣言した場合であって、落札予定者が技術評価点の最も高い入札参加者以外の者の場合は、記 1-3(1)（調査基準価格の算出方法）により、当該落札予定者が提出した最終見積書に基づき調査基準価格を算出し、当該落札予定者の入札価格と比して調査基準価格を下回る場合に限り 2) 調査資料の提出要請の手続きに移行するものとする。

2) 調査資料の提出要請

【WTO 対象工事等】

契約責任者は、記 2-2（入札の執行）において、入札参加者に対して保留を宣言した場合は、落札予定者に対して、契約責任者あてに調査資料の提出を書面にて求めるものとする。

【WTO 対象工事等以外】

契約責任者は、記 2-3-1. (1). 1)（数値的判断基準（失格基準））に適合しない場合において、落札予定者に対して、契約責任者あてに調査資料の提出を書面にて求めるものとする。

① 求める調査資料

落札予定者に求める調査資料は、別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づく別紙 2 の「様式」及び「添付資料」とする。

② 資料の提出期限

調査資料の提出を求めた日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く）とする。

③ 提出方法及び提出先

提出方法は、電子メール又は書留郵便によるものとする。

なお、持参、普通郵便、FAX による提出は認めない。

【電子メールで提出する場合】

- ・メール本文の容量を含む総ファイル容量が 15MB を超える場合は、15MB を超えない容量に分割のうえ提出すること。

- ・ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。

【書留郵便で提出する場合】

- ・全ての提出書類を電子データに変換し、CD-R 等の光学ディスク媒体に保存したも

のを書留郵便により提出すること。

・提出部数は、電子データを保存した記録媒体を3部提出すること。

提出先は、当該工事の契約担当部署とする。

また、提出期限以降の差替え又は再提出は認めない。

3) 調査資料の提出

契約責任者は、落札予定者から調査資料の提出があり受領した以後、4) 調査の実施の手続きに移行する。

4) 調査の実施

契約責任者は、調査資料の提出期限以後又は調査資料受領以後に、次のいずれかに該当する場合は、失格基準に適合すると判断し記2-4.(3)（失格基準に適合した場合の措置）の手続きに移行する。

① 調査資料の提出（失格基準）

1. 調査資料の提出要請の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に契約責任者あてに提出がない場合

2. 調査資料の提出要請を行った様式に不足がある場合

なお、様式とは記2-3-2.(1).2.①（求める調査資料）で提出を求めた「様式」であり、「添付資料」は除く。

② 調査資料の内容（失格基準）

契約責任者は、落札予定者から提出された調査資料に基づき落札予定者に対し対面又はWebを活用したヒアリング調査を行うものとする。

なお、落札予定者のヒアリングへの参加を可能とする者は、当該工事に配置する技術者（現場代理人・監理技術者・主任技術者のうちいづれかの者）が参加するものとし、当該工事に配置する技術者の他に入札価格に精通した者など4名までの参加を認めるものとする。

また、次に示す内容を満足しない場合は、失格基準に適合すると判断し記2-4.(3)（失格基準に適合した場合の措置）の手続きに移行する。

1. 作成要領で定めている記載要領に示す事項が記載されていない場合。

2. 作成要領で定めている添付資料に示す事項に不備がある場合。

3. 入札した価格で施工が可能である具体的な理由が記載されていない場合。

4. 設計図書での要求事項を理解して見積を行っていない場合。

5. 金抜設計書・設計図書に示された数量・単位等によって積算がなされていない場合。

6. 工法を指定している場合に、指定の工法によって施工することとされていない場合。

7. 見積（入札価格の算出）された金額の合理性・現実性が添付資料により証明されていない場合。

なお、ヒアリングに応じない場合も同様として扱うものとする。

8. 現場を管理していくために必要な現場管理費が適切に計上されていない場合。

9. 企業の経営活動に必要な一般管理費等が計上されていない場合。

10. 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合。

11. 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計図書に適合していない場合。

2-4 調査の結果（落札者の決定）

(1) 失格基準に適合しない場合の措置

契約責任者は、契約の内容に適合した履行がされる（失格基準に適合しない）と判断した場合は、落札予定者に対し落札者とする旨の通知を行うとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

この場合において、調査の対象者が落札したときは、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、入札状況調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査制度対象」と記載するものとする。

【総価単価契約の場合】

(2) 単価協議

総価単価契約の場合は、入札者に対する指示書 5. [26]に基づき単価協議を行うものとする。

なお、単価協議が終了した場合は、単価協議後の単価表及び、単価協議後の単価表に基づく低入札価格調査資料を提出するものとする。

(3) 失格基準に適合した場合の措置

契約責任者は、契約の内容に適合した履行がなされない（失格基準に適合した）と判断した場合は、次の措置を講ずるものとする。

1) 通知等の措置

落札予定者に対しては当該者が行った入札は無効とし落札者としない旨を別記様式 1 により通知を行い、（自動落札方式の場合）次順位者、（総合評価落札方式の場合）評価値の次順位者の入札価格に応じて次の措置を講ずるものとする。

① 次順位者の入札価格が調査基準価格以上である場合

次順位者に対して落札者となつた旨の通知を行うとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となつた旨を知らせるものとする。

② 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合

記 2-3（調査の実施）に基づき調査を行うものとする。

2) 関係機関への通報

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、その内容が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触している事実が確認された場合は、公正取引委員会へ関係情報の通報を行うものとする。

(4) 調査結果の公表

契約責任者は、本調査を行った場合は、入札結果等の公表に併せて別記様式 2 により調査実施概要の公表を行うものとする。

第 3 契約後の取扱い

3-1 監督・管理への活用

契約責任者は、本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料及び調査記録の内容及び記 3-2（監督等の強化）の内容を監督員に引き継ぐとともに、監督員は、本調査内容を施工の監督・管理に活用するものとする。

3-2 監督等の強化

契約責任者は、調査基準価格を下回る工事である場合において、次に示す措置を講ずるものとする。

(1) 調査基準価格を下回るすべての工事における監督等の強化（受注者の体制強化）

1) 技術者の増員

専任の監理技術者の配置を必要とする工事において、落札者が入札日を基準日として過去 2 年間において、次のいずれかの通知を受けている場合（通知又は請求を行った日）には、契約締結決定書の通知に併せて現場代理人及び監理技術者とは別に、監理技術者相当の技術者を工事現場に専任で配置するよう求めるものとする。

なお、別に配置する監理技術者相当の技術者も工事実績情報システム（コリンズ）に技術者登録を行うことを義務付けるものとする。

① 監理技術者相当の技術者を増員する該当要件

1. 当社の工事で工事成績評定点が 65 点未満の評価を受けた者である場合。
2. 当社の工事で粗雑工事・契約違反・公衆損害事故・工事関係者事故により 1 カ月以上の競争参加資格停止を受けた者である場合

3. 施工中又は施工後に工事請負契約書に基づく修補又は損害賠償の請求を受けた者である場合。ただし、軽微な修補等は除く。

4. 遅延損害請求を受けた者である場合。

② 別に配置する監理技術者相当の資格要件及び職務

1. 資格

別に配置する監理技術者相当の技術者の資格要件は、「監理技術者資格者証」を有する技術者とする。

2. 職務

別に配置する監理技術者相当の技術者の職務は、施工中、監理技術者の補助を行う職務又は監理技術者と役割を分担し同様の職務とする。

③ 別に配置する監理技術者相当の確認

別に配置する監理技術者相当の技術者に関して、受注者に対し「監理技術者資格者証の写し」の提出を求め確認を行うものとする。

2) 施工体制台帳

別に定める「工事現場における施工体制点検要領について」に基づく点検時において、施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由について確認するものとする。

3) 施工計画書の確認

施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由について確認するものとする。

3-3 虚偽の事実

監督員は、工事の施工中や施工後（しゅん功後）に、記 3-1（監督・管理への活用）に基づき契約責任者から引継ぎを受けた本調査で提出された資料、調査記録の内容に対し、記 3-2（監督等の強化）に基づく確認結果で虚偽の事実が確認された場合は、その事実を契約責任者に報告するものとする。

なお、その事実が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反する行為や下請業者等に対するしづ寄せなどがある場合は、その事実もあわせて契約責任者に報告するものとする。

契約責任者は、監督員から報告を受けた内容が建設業法に違反する行為である場合には、直ちに建設業許可部局（当該受注者を所管する許可担当部局）へ関係情報の通報を行うものとする。

なお、これらの事実が確認された場合は、必要に応じて、競争参加資格停止の措置や当該工事の工事成績評定で厳格な反映を行うものとする。

以上

附則

- (1) 本要領は、令和元年7月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。
- (2) 本要領の制定に伴い「工事における低入札価格調査について（要領）」（平成29年3月28日付東高総調第433号総務・経理本部長、東高建管第85号建設・技術本部長）は、令和元年6月30日までに入札公告等を行った工事の適用をもって廃止する。

附則（令和3年3月30日東高総調第468号、東高技管第68号）

本要領は、令和3年7月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附則（令和4年6月29日東高総調第163号、東高技管第15号）

本要領は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附則（令和6年6月24日東高総調第31号、東高技管第16号の1）

本要領は、令和6年7月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。